

**「電気通信事業法に基づく特定電気通信設備の指定に関する告示の一部改正案」  
に対する意見及びそれに対する考え方**

- 意見募集期間：令和3年1月30日(土)から令和3年3月1日(月)まで
- 意見提出数：1件(法人・団体:1件) ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者：以下のとおり (意見受付順)

受付	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社

該当頁 該当箇所	意見	総務省の考え方	案の修正
全般	<p>電気通信事業法第 12 条の 2 において、一種・二種指定設備設置者又はその特定関係法人(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者(特定電気通信設備の設置者)と合併や株式取得等を行った場合の電気通信事業の登録の更新について規定されておりますが、「特定関係法人」については、その要件の一つである「政令で定める特殊の関係」に対し、「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない」と定められていますが、当該範囲は総務省にて予めご判断される認識でおります。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>電気通信事業法施行規則第4条の2の2に定める「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるとき」については、個別の事例に即して判断されます。</p>	無